

注3

大学番号：私427

[平成21年度設置]

計画の区分：大学院の設置

注1

認可

大阪女学院大学大学院

注2

【認可】設置に係る留意事項実施状況報告書

学校法人 大阪女学院
平成24年5月1日現在

作成担当者

担当部局（課）名 教育・研究企画室

シヨクメイ シメイ キョウイクケンキカクシツショウアサダ シンタロウ
職名・氏名 教育・研究企画室長 浅田 晋太郎

電話番号 06-6761-9371

（夜間） 090-4037-5542

F A X 06-6761-9373

e-mail s-asada@wilmina.ac.jp

(注) 1 「計画の区分」は認可時の基本計画書の「計画の区分」と同様に記載してください。

2 大学院の場合は、表題を「〇〇大学大学院・・・」と記入してください。

認可時から対象学部等の名称変更があった場合には、表題には認可時の旧名称を記載し、その下欄に（ ）書きにて、現在の名称を記載してください。

例) 〇〇大学 △△学部

(□□学部)

表題は「計画の区分」に従い、記入してください。

例)

- ・大学新設の場合：「〇〇大学」
- ・学部の設置の場合：「〇〇大学 △△学部」
- ・学部の学科の設置の場合：「〇〇大学 △△学部 □□学科」
- ・短期大学の学科の設置の場合：「〇〇短期大学 △△学科」
- ・大学院の研究科の設置の場合：「〇〇大学大学院 〇〇研究科」
- ・通信教育課程の開設の場合：「〇〇大学 △△学部 □□学科（通信教育課程）」

「留意事項実施状況報告書」の場合は、表題を修正してください。

「意見伺い」の場合は、表題を修正してください。

3 大学番号の欄については、平成23年3月11日付事務連絡「大学等の設置に係る設置計画履行状況報告書等の提出について（依頼）」の別紙に記載のある大学番号を記載してください。

<目次>

	項 目	ページ
1	調査対象大学等の概要等	1
2	授業科目の概要	5
3	施設・設備の整備状況, 経費	9
4	既設大学等の状況	10
5	教員組織の状況	11
6	留意事項に対する履行状況等	15
7	その他全般的事項	17
添付書類	「大阪女学院大学ティーチング・スタッフの自己開発に関する規程」	37

1 調査対象大学等の概要等

- (1) 設置者
学校法人 大阪女学院
- (2) 大学名
大阪女学院大学大学院
- (3) 大学の位置
〒540-0004
大阪府大阪市中央区玉造2丁目26番54号

(注) ・対象学部等の位置が大学本部の位置と異なる場合、本部の位置を()書きで記入してください。
 ・対象学部等が複数のキャンパスに所在する場合には、複数のキャンパスの所在地をそれぞれ記載してください。

(4) 管理運営組織

職名	届出時	変更状況	備考
理事長	(オクヤマ シゲル) 奥山 茂 (平成12年2月)	(せきね ひでかず) 関根 秀和 (平成21年5月)	【変更理由】 奥山茂理事長の退任により、関根秀和が理事長に就任した。 【変更年月日】 平成21年5月26日 (22)
学長	(せきね ひでかず) 関根 秀和 (平成16年4月)	(かとう えいこ) 加藤 映子 (平成24年4月)	【変更理由】 関根秀和学長の退任により、加藤映子が学長に就任した。 【変更年月日】 平成24年4月1日 (24)
研究科長		(かがわ こうぞう) 香川 孝三 (平成24年4月)	【変更理由】 研究科長を置き、香川孝三が研究科長に就任した。 【変更年月日】 平成24年4月1日 (24)
学科長等			

(注) ・「変更状況」は、変更があった場合に記入し、併せて「備考」に変更の理由と変更年月日、報告年度を()書きで記入してください。

(例) 平成20年度に報告済の内容 → (20)

平成23年度に報告する内容 → (23)

- ・昨年度の報告後から今年度の報告時までに変更があれば、「変更状況」に赤字にて記載(昨年度までに報告された記載があれば、そこに赤字で見え消し修正)するとともに、上記と同様に、「備考」に変更理由等を記入してください。
- ・大学院の場合には、「職名」を「研究科長」等と修正して記入してください。

(5) 調査対象研究科等の名称、定員、入学者の状況等

- (注) ・ 当該調査対象の学部・学科または研究科の専攻等、定員を定めている組織ごとに記入してください。
 ・ 様式は、平成22年度開設の博士後期課程の場合（平成24年度までの3年間）ですが、開設年度・修業年限に合わせて作成してください。（修業年限が2年以下の場合には欄を削除し、4年以上の場合には、欄を設けてください。）

(5) -① 調査対象研究科等の名称、定員

調査対象研究科等の名称（学位）	設置時の計画			備考
	修業年限	入学定員	收容定員	
21世紀国際共生研究科 平和・人権システム専攻 （博士後期課程（D）） 博士（国際共生）	3年	4人	12人	国際・英語学部国際・英語学科 21世紀国際共生研究科 平和・人権システム専攻 （博士前期課程（M））

- (注) ・ 「備考」に基礎となる学部等の名称を記入してください。
 ・ 定員を変更した場合は、「備考」に変更前の人数、変更年月及び報告年度を（ ）書きで記入してください。

(5) -② 調査対象研究科等の入学者の状況

区分	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平均入学定員 超過率	備考
	春季入学	その他の学期	春季入学	その他の学期	春季入学	その他の学期		
A 入学定員	4人 () []	人	4人 () []	人	4人 () []	人	0.08倍 平成23年度入学欄記載の学生 は転入学生。3年次に在籍	
志願者数	() []	() []	1 () []	() []	() []	() []		
受験者数	() []	() []	1 () []	() []	() []	() []		
合格者数	() []	() []	1 () []	() []	() []	() []		
B 入学者数	0 () []	0 () []	1 () []	0 () []	0 () []	() []		
入学定員超過率 B/A	0		0.25		0			

- (注) ・ 数字は、平成24年5月1日現在の数字を記入してください。
 ・ () 内には、社会人の状況について内数で記入してください。該当がない年には「-」を記入してください。
 ・ [] 内には、留学生の状況について内数で記入してください。該当がない年には「-」を記入してください。
 ・ 留学生については、「出入国管理及び難民認定法」別表第一に定められる「『留学』の在留資格（いわゆる「留学ビザ」）により、我が国の大学（大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）及び我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設において教育を受ける外国人学生」を記載してください。
 ・ 短期交換留学生など、定員内に含めていない学生については記入しないでください。
 ・ 学期の区分に従い学生を入学させる場合は、春季入学とその他の学期（春季入学以外の学期区分を設けている場合）に分けて数値を記入してください。春季入学のみの実施の場合は、その他の学期欄は「-」を記入してください。また、その他の学期に入学定員を設けている場合は、備考欄にその人数を記入してください。
 ・ 「入学定員超過率」については、各年度の春季入学とその他を合計した入学定員、入学者数で算出してください。なお、計算の際は小数点以下第3位を切り捨て、小数点第2位まで記入してください。
 ・ 「平均入学定員超過率」には、開設年度から提出年度までの入学定員超過率の平均を記入してください。なお、計算の際は「入学定員超過率」と同様にしてください。

(5) - ③ 調査対象研究科等の在学者の状況

学 年	報告年度		平成23年度		平成24年度		備 考
	平成22年度	平成23年度	平成23年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	
	春季入学	その他の学期	春季入学	その他の学期	春季入学	その他の学期	
1年次	[]	[]	[]	[]	[]	[]	平成23年度2年次に在籍の1名は平成23年度の転入学生
2年次	[]	[]	[-] 1	[]	[]	[]	
3年次	/		[]	[]	[-] 1	[]	
計	[] 0	[]	[-] 1	[]	[-] 1	[]	

(注) ・ 数字は、平成24年5月1日現在の数字を記入してください。

- ・ 留学生については、「出入国管理及び難民認定法」別表第一に定められる「『留学』の在留資格（いわゆる「留学ビザ」）により、我が国の大学（大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）及び我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設において教育を受ける外国人学生」を記載してください。
- ・ 短期交換留学生など、定員内に含めていない学生については記入しないでください。
- ・ 学期の区分に従い学生を入学させる場合は、春季入学とその他の学期（春季入学以外の学期区分を設けている場合）に分けて数値を記入してください。春季入学のみの実施の場合は、その他の学期欄は「-」を記入してください。また、その他の学期に入学定員を設けている場合は、備考欄にその人数を記入してください。
- ・ 「計」については、各年度の春季入学とその他の学期を合計した在学者数、留学生数を記入してください。

(5) -④ 調査対象学部等の退学者等の状況

区分 対象年度	入学者数(b)	退学者数(a)	退学者数(内訳)			主な退学理由	入学者数に 対する退学者数 の割合 (a/b)
			退学した年度	退学者数	退学者数の うち留学生数		
平成21年度 入学者	0人	0人	平成21年度	人	人		0%
			平成22年度	人	人		
			平成23年度	人	人		
			平成24年度	人	人		
平成22年度 入学者	0人	0人	平成22年度	人	人		0%
			平成23年度	人	人		
			平成24年度	人	人		
平成23年度 入学者	1人	0人	平成23年度	人	人		0%
			平成24年度	人	人		
平成24年度 入学者	0人	0人	平成24年度	人	人		0%
合計	1人	0人					0%

(注)・数字は、平成24年5月1日現在の数字を記入してください。

- ・各年度の入学者数については、該当年度当初に入学した人数を記入してください。(途中で退学者がいた場合でも、その退学者数を減らす必要はありません。)
- ・各年度の退学者数については、退学年度ごとに記入してください。また、留学生数欄の人数については、退学者数の内数を記入してください。
- ・留学生については、「出入国管理及び難民認定法」別表第一に定められる「『留学』の在留資格(いわゆる「留学ビザ」)により、我が国の大学(大学院を含む。)、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)及び我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設において教育を受ける外国人学生」を記入してください。
- ・「入学者数に対する退学者数の割合」は、【当該対象年度の入学者のうち、平成24年度5月1日現在までに退学した学生数の合計】を、【当該対象年度の入学者数】で除した割合(%)を記入してください。その際、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを記入してください
- ・「主な退学理由」は、下の項目を参考に記入してください。その際、「就学意欲の低下(0人)」というように、その人数も含めて記入してください。
(記入項目例)・就学意欲の低下 ・学力不足 ・他の教育機関への入学・転学 ・海外留学
・就職 ・学生個人の心身に関する事情 ・家庭の事情 ・除籍 ・その他

2 授業科目の概要

<21世紀国際共生研究科平和・人権研究専攻(D)>

(1) 授業科目表

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			専任教員等の配置				備考		
			必修	選択	自由	教授	准教授	講師	助教		助手	
領域別特殊実践演習科目群	海外調査研究(フィールドワーク) (Research on Overseas Investigation)	1後	2			1					4月及び10月入学者を得ることができなかったため開講せず(21) 4月及び10月入学者を得ることができなかったため開講せず(22) 23年度受講予定をフィールドワーク先との調整等のため24年度に受講時期を変更したため開講せず(23)	
	インターンシップ特別演習 (Special Seminar on Internship)	1後	2				1				4月及び10月入学者を得ることができなかったため開講せず(21) 4月及び10月入学者を得ることができなかったため開講せず(22) 4月及び10月入学者を得ることができなかったこと及び履修希望がなかったため開講せず(23)	
領域別特殊研究科目群	国際連合システム論研究 (Research on United Nations Systems)	1前	2								4月入学者を得ることができなかったため開講せず(21) 4月入学者を得ることができなかったため開講せず(22) 履修希望者がいなかったため開講せず(23)	集中
	軍縮国際法研究 (Research on International Disarmament Law)	2後	2			1					前年度に入学者を得ることができなかったため開講せず(22) 履修希望者がいなかったため開講せず(23)	
	平和・安全保障研究 (Research on Peace and Security)	1前	2			1					4月入学者を得ることができなかったため開講せず(21) 4月入学者を得ることができなかったため開講せず(22) 履修希望者がいなかったため開講せず(23) 履修希望者がなく、4月入学者を得ることができなかったため開講せず(24)	
	紛争転換研究 (Research on Transcending Conflict)	1後	2								4月及び10月入学者を得ることができなかったため開講せず(21) 4月及び10月入学者を得ることができなかったため開講せず(22) 履修希望者がいなかったため開講せず(23)	
	国際関係論研究 (Research on International Relations)	1前	2								4月入学者を得ることができなかったため開講せず(21) 4月入学者を得ることができなかったため開講せず(22) 履修希望者がいなかったため開講せず(23) 履修希望者がいなかったこと及び4月入学者を得ることができなかったため開講せず(24)	
	国際組織法研究 (Research on International Institutional Law)	2後	2								前年度に入学者を得ることができなかったため開講せず(22) 履修希望者がいなかったため開講せず(23)	
平和												

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			専任教員等の配置				備考		
			必修	選択	自由	教授	准教授	講師	助教		助手	
	開発教育論研究 (Research on Development Education)	1前		2			1				4月入学者を得ることができなかったため開講せず(21) 4月入学者を得ることができなかったため開講せず(22) 履修希望者がいなかったため開講せず(23) 履修希望者がいなかったこと及び4月入学者を得ることができなかったため開講せず(24)	
	教育協力政策研究 (Research on Policy of Educational Cooperation)	2後		2			1				前年度に入学者を得ることができなかったため開講せず(22) 履修希望者がいなかったため開講せず(23)	
	参加型国際学習方法論研究 (Research on Methodology of Participative Learning)	2後		2			1				前年度に入学者を得ることができなかったため開講せず(22) 履修希望者がいなかったため開講せず(23)	
人権	国際市民社会論研究 (Research on International and Civil Society)	1前		2							4月入学者を得ることができなかったため開講せず(21) 4月入学者を得ることができなかったため開講せず(22) 履修希望者がいなかったため開講せず(23) 履修希望者がいなかったこと及び4月入学者を得ることができなかったため開講せず(24)	
	国際環境法研究 (Research on International Environment)	1後		2							4月及び10月入学者を得ることができなかったため開講せず(21) 4月及び10月入学者を得ることができなかったため開講せず(22)	
	多文化共生社会論研究 (Research on Multi-Cultural Cooperation)	2前		2			1				前年度に入学者を得ることができなかったため開講せず(22) 履修希望者がいなかったため開講せず(23) 履修希望者がいなかったこと及び前年度に入学者を得ることができなかったため開講せず(24)	
領域別特殊研究科目群	地域人権システム論研究 (Regional System for Human Rights)	1前		2							4月入学者を得ることができなかったため開講せず(21) 4月入学者を得ることができなかったため開講せず(22) 4月入学者を得ることができなかったため開講せず(23) 履修希望者がいなかったこと及び4月入学者を得ることができなかったため開講せず(24)	集中
	国際人権論研究 (Theory on International Human Rights)	2前		2			1				前年度に入学者を得ることができなかったため開講せず(22) 前年度に入学者を得ることができなかったため開講せず(24)	
	国際人権法研究 (Research on International Human Rights Law)	1前		2			1				4月入学者を得ることができなかったため開講せず(21) 4月入学者を得ることができなかったため開講せず(22) 履修希望者がいなかったため開講せず(23) 履修希望者がいなかったこと及び4月入学者を得ることができなかったため開講せず(24)	
	アジアの労働と人権研究 (Research on Labour and Human Rights in Asia)	1後		2			1				4月及び10月入学者を得ることができなかったため開講せず(21) 4月及び10月入学者を得ることができなかったため開講せず(22) 履修希望者がいなかったため開講せず(23)	

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数				専任教員等の配置				備考		
			必修	選択	自由	計	教授	准教授	講師	助教		助手	
領域別特殊研究科目群	人権調査論研究 (Research survey of human rights issues)	1後	2									4月及び10月入学者を得ることができなかったため開講せず(21) 4月及び10月入学者を得ることができなかったため開講せず(22) 履修希望者がいなかったため開講せず(23)	集中
	言語政策論研究 (Research on Linguistics Policy)	2後	2		1						前年度に入学者を得ることができなかったため開講せず(22) 履修希望者がいなかったこと及び前年度に入学者を得ることができなかったため開講せず(23)		
	言語社会学研究 (Research on Sociology of Linguistics)	2前	2		1						前年度に入学者を得ることができなかったため開講せず(22) 履修希望者がいなかったため開講せず(23) 履修希望者がいなかったこと及び前年度に入学者を得ることができなかったため開講せず(24)		
	非営利活動文化論研究 (Research on NGO Activities)	2後	2								前年度に入学者を得ることができなかったため開講せず(22) 履修希望者がいなかったため開講せず(23)		
	研究指導 D I (Research Instruction D I)	1通	4			5	2					4月入学者を得ることができなかったため開講せず(21) 4月入学者を得ることができなかったため開講せず(22) 4月入学者を得ることができなかったため開講せず(23) 4月入学者を得ることができなかったため開講せず(24)	
	研究指導 D II (Research Instruction D II)	2通	4			5	2					前年度に入学者を得ることができなかったため開講せず(22) 前年度に入学者を得ることができなかったため開講せず(24)	

(注) ・ 認可申請書の様式第2号(その2の1)に準じて作成してください。
 ・ 設置認可時の授業科目全て(兼任、兼任教員が担当する科目を含む。)を黒字で記載してください。その上で、前年度報告時(平成22年度に認可された大学等は設置認可時)より変更されているものは赤字見え消し修正し、「備考」に赤字で理由・変更年月等を記入してください。
 なお、昨年度の報告書において赤字で見え消した部分については、見え消しのまま黒字にしてください。
 ・ 授業科目を追加又は内容を変更する場合で、専任教員が担当するため教員審査が必要なものについては、「専任教員採用等設置計画変更書」の審査年月等を「備考」に記入してください。(今後審査を受ける場合には、「平成〇年〇月 提出予定」と記入してください。)
 ・ 「配当年次」について、設置認可申請時に開講時期を記載する必要がなかった学部等(平成19年度認可以前)についても、設置認可時の状況を黒字で記載してください。また、前年度報告時より修正があれば、赤字で見え消し修正をしてください。
 ・ 履修希望者がいなかったために未開講となった科目についても、「(1) 授業科目表」にはその状況を反映させてください。(ただし、「(3) 未開講科目」欄には記載する必要はありません)。

(2) 授業科目数

認可時の計画				変更状況				備考
必修	選択	自由	計	必修	選択	自由	計	
科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	
2	22		24	2	22		24	
				[0]	[0]	[0]	[0]	

(注) ・ 未開講である場合や、配当年次に関わらず、教育課程上の授業科目数を記入する(資格に関する課程など、別課程としている授業科目については算入する必要はありません。)とともに、[]内に、設置認可時の計画からの増減を記入してください。(記入例：1科目減の場合：△1)

(3) 未開講科目

該当の事項はありません。

番号	授業科目名	単位数	配当年次	一般・専門	必修・選択	未開講の理由, 代替措置の有無
1						
2						
3						

- (注) ・ 設置認可時の計画にあった授業科目が配当年次に達しているにも関わらず, 何らかの理由で未開講となっている授業科目について記入してください。なお, 理由については可能な限り具体的に記入してください。
 ・ 履修希望者がいなかったために未開講となった科目については, 記入しないでください。

(4) 廃止科目

該当の事項はありません。

番号	授業科目名	単位数	配当年次	一般・専門	必修・選択	廃止の理由, 代替措置の有無
1						
2						
3						

- (注) ・ 設置認可時の計画にあり, 何らかの理由で廃止(教育課程から削除)した授業科目について記入してください。なお, 理由については可能な限り具体的に記入してください。

(5) 授業科目を未開講又は廃止としたことに係る「大学の所見」及び「学生への周知方法」

- (注) ・ 授業科目を未開講又は廃止としたことによる学生の履修への影響に関する「大学の所見」及び「学生への周知方法」を記入してください。

(6) 「認可時の計画の授業科目数の計」に対する「未開講科目と廃止科目の計」の割合

$$\frac{\text{未開講科目と廃止科目の計}}{\text{認可時の計画の授業科目数の計}} = \boxed{0}$$

- (注) ・ 小数点以下第3位を切り捨て, 小数点第2位までを記入してください。

3 施設・設備の整備状況, 経費

区 分		内 容				備考			
(1) 校地等	区 分	専 用	共 用	共用する他の学校等の専用	計	校舎敷地と別地(電車、バス、徒歩 計約60分)			
	校舎敷地	0㎡	12,882㎡	0㎡	12,882㎡				
	運動場用地	0㎡	7,273㎡	0㎡	7,273㎡				
	小 計	0㎡	20,155㎡	0㎡	20,155㎡				
	そ の 他	0㎡	0㎡	0㎡	0㎡				
合 計	0㎡	20,155㎡	0㎡	20,155㎡	大学全体				
(2) 校舎	専 用	4320㎡ (-4,716㎡)	共 用	5,608㎡ (-5,764㎡)	共用する他の学校等の専用	3,397㎡ (3,397㎡)	計	13,325㎡ (-13,877㎡)	大阪女学院短期大学英語科と共用 修学・研究環境の改善に資する新図書館の建築に伴い、計画敷地内の西棟(教室5室及廊下計396㎡)を撤去したことによる減少、共用は南門守衛室、喫煙室等(計156㎡)を算出面積から除いたことによる変更(23)
	講義室	14室 17室	演習室	5室 4室	実験実習室	0室	情報処理学習施設	3室 (補助職員1人)	
(3) 教室等	新設学部等の名称				室 数		上記の5教室の減少と西館の2教室の整備により講義室は14室、演習室は1室増やし5室とした(23)		
	21世紀国際共生研究科				8 室				
(5) 図書・設備	新設学部等の名称	図 書	学術雑誌		視聴覚資料	機械・器具	標 本	大学全体 大阪女学院短期大学英語科と共用 平成21(2009)年度に図書は747冊の洋書を含む2127冊の整備を行ったが、短期大学所蔵分の古い書籍等の廃棄により、図書館全体では、減数となった。視聴覚資料も古いものを廃棄処理したため、減数となっている。(22)	
		[うち外国書]	[うち外国書]	電子ジャーナル					
	冊	種	[うち外国書]	点	点	点			
	21世紀国際共生研究科	73,319 [24,072] (68,679 [23,183]) -(67,953 [22,823]) -(67,196 [22,737]) (68,393 [23,230]) -(67,259 [22,872])	255 [145] (299 [137]) -(299 [137]) -(244 [146]) (297 [157]) -(240 [142])	6 [6] 6 [3] 8 [4] 10 [9] 6 [6] 6 [6]	1,746 (1,563) (1,541) (1,585) (1,675) (1,668)	11,000 7,396 7,396 (8,448) (10,350) (10,350)	0 0 0 0 0 0		
	計	73,319 [24,072] (68,679 [23,183]) -(67,953 [22,823]) -(67,196 [22,737]) (68,393 [23,230]) -(67,259 [22,872])	255 [145] (299 [137]) -(299 [137]) -(244 [146]) (297 [157]) -(240 [142])	6 [6] 6 [3] 8 [4] 10 [9] 6 [6] 6 [6]	1,746 (1,563) (1,541) (1,585) (1,675) (1,668)	11,000 7,396 7,396 (8,448) (10,350) (10,350)	0 0 0 0 0 0		
(6) 図書館	面 積	閲 覧 座 席 数		収 納 可 能 冊 数		大学全体 大阪女学院短期大学英語科と共用			
	1,270㎡	117席		100,000冊					
(7) 体育館	面 積	体育館以外のスポーツ施設の概要				大学全体 大阪女学院短期大学英語科と共用			
	498㎡	0㎡							
(8) 経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区 分	開設年度	完成年度	区 分	開設前年度	開設年度	完成年度	
		教員1人当り研究費等	500千円	500千円	図書購入費	3,260千円	7,000千円	8,000千円	
	共同研究費等	200千円	5,000千円	設備購入費	8,777千円	8,500千円	5,000千円		
	学生1人当り納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次		
		950千円	750千円	750千円	千円	千円	千円		
学生納付金以外の維持方法の概要		手数料収入、資産運用収入、寄付金収入等を充当する。							

- (注) ・ 設置認可時の計画を、認可申請書の様式第2号(その1の1)に準じて作成してください。(複数のキャンパスに分かれている場合、複数の様式に分ける必要はありません。なお、「(1)校地等」及び「(2)校舎」は大学全体の数字を、その他の項目はAC対象学部等の数値を記入してください。)
- ・ 運動場用地が校舎敷地と別地にある場合は、その旨(所要時間・距離等)を「備考」に記入してください。
 - ・ 「(5)図書・設備」については、上段に完成年度の予定数値を、下段には平成24年5月1日現在の数値を記入してください。
 - ・ 昨年度の報告後から今年度の報告時までに変更のあったものについては、変更部分を赤字で見え消し修正するとともに、その理由及び報告年度「(24)」を「備考」に赤字で記入してください。
 - ・ なお、昨年度の報告において赤字で見え消した部分については、見え消のまま黒字にしてください。
 - ・ 校舎等建物の計画の変更(校舎又は体育館の総面積の減少、建築計画の遅延)がある場合には、「建築等設置計画変更書」を併せて提出してください。

4 既設大学等の状況

大学の名称		大阪女学院大学							備考
既設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開年度	所在地	
国際・英語学部 国際・英語学科	4年	150人	30人	660人	学士 (国際・英語)	0.85倍	平成16年	大阪府大阪市中央区玉造2丁目26番54号	
21世紀国際共生研究科 前期課程(M)	2	10		20	修士 (国際共生)	0.1	平成21年		
大学の名称		大阪女学院短期大学							備考
既設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開年度	所在地	
英語科	2年	100人	人	250人	短期大学士 (英語)	0.78倍	昭和43年	大阪府大阪市中央区玉造2丁目26番54号	

(注)・本調査の対象となっている大学等の設置者(学校法人等)が、設置している全ての大学の学部、学部の学科、短期大学の学科及び高等専門学校等の学科(AC対象学部等を含む)について、大学、短期大学又は高等専門学校ごとに、平成24年5月1日現在の状況を記入してください。

(専攻科に係るものについては、記入する必要はありません。)

・「定員超過率」には、標準修業年限に相当する期間における入学定員に対する入学者の割合の平均の小数点第2位まで(小数点第3位を切り捨て)を、学科(短期大学において専攻課程を設置している場合には、専攻課程)単位で記入してください。

・学生募集を停止している学部等がある場合、入学定員と収容定員は「-」とし、「備考」に「平成〇年より学生募集停止」と記入してください。

5. 教員組織の状況

<21世紀国際共生研究科 平和・人権学専攻（博士課程後期D）>

(1) 担当教員表

認可時の計画					変更状況					備考
専任・兼任・兼任の別	職名	フリガナ氏名 (年齢)	就任予定年月	担当授業 科目名	専任・兼任・兼任の別	職名	フリガナ氏名 (年齢)	就任予定年月	担当授業 科目名	
専	教授	香川 孝三 (65歳)	平成21年4月	海外調査研究（フィールドワーク） アジアの労働と人権論研究 研究指導D I 研究指導D II	専	教授	香川 孝三 (65歳)	平成21年4月	海外調査研究（フィールドワーク） アジアの労働と人権論研究 研究指導D I 研究指導D II インターンシップ特別演習	平成24年3月元百合子教授任期満了退職のため、担当者の変更(24)
専	教授	黒澤 満 (64歳)	平成21年4月	軍縮国際法研究 平和・安全保障研究 研究指導D I 研究指導D II						
専	教授	初瀬 龍平 (71歳)	平成22年4月	国際人権論研究 研究指導D I 研究指導D II	専	教授	西井 正弘 (63歳)	平成22年4月	国際人権論研究 研究指導D I 研究指導D II	平成22年4月初瀬龍平教授就任辞退のため、担当者の変更。平成21年8月変更申請9月審査済(22)
専	教授	馬淵 仁 (53歳)	平成21年4月	多文化共生社会論研究 研究指導D I 研究指導D II						
専	教授	Scott R. Johnston (55歳)	平成21年4月	参加型国際学習方法論研究 研究指導D I 研究指導D II						
専	准教授	元 百合子 (63歳)	平成21年4月	インターンシップ特別演習 国際人権法研究 研究指導D I 研究指導D II	兼	講師	元 百合子 (66歳)	平成24年4月	国際人権法研究	平成24年3月専任教員任期満了退職のため(24)
専	准教授	前田 美子 (46歳)	平成21年4月	開発教育論研究 教育協力政策研究 研究指導D I 研究指導D II						
兼	講師	奥本 京子 (38歳)	平成21年10月	紛争転換研究						

認可時の計画					変更状況					備考
専任・兼任・兼任の別	職名	フリガナ氏名 (年齢)	就任予定年月	担当授業 科目名	専任・兼任・兼任の別	職名	フリガナ氏名 (年齢)	就任予定年月	担当授業 科目名	
兼	講師	櫻田 大造 (48歳)	平成21年4月	国際関係論研究						
兼	講師	位田 隆一 (61歳)	平成21年4月	国際組織法研究 国際連合システム論研究						
兼	講師	饗場 和彦 (48歳)	平成21年4月	国際市民社会論研究						
兼	講師	西井 正弘 (62歳)	平成21年4月	国際環境法研究	兼	講師	西井 正弘 (63歳)	平成22年3月	国際環境法研究	平成22年4月専任として就任のため平成22年3月講師退任(22)
兼	講師	稲 正樹 (59歳)	平成21年4月	地域人権システム論研究						
兼	講師	山内 直人 (53歳)	平成21年4月	非営利活動文化論研究						
兼	講師	阿久澤 麻理子 (40歳)	平成21年4月	人権調査論研究						
兼	講師	米田 信子 (48歳)	平成21年4月	言語社会学研究 言語政策論研究						

- (注) ・認可申請書の様式第3号(その2の1)に準じて作成してください。
- なお、当該設置に係る研究科等に所属しない教員であって、全学共通、学部共通などの授業科目を担当する教員組織に所属している場合は、〈〇〇研究科 〇〇専攻(〇〇課程)〉の箇所を「共通」とし、表を分けて作成してください。
- ・後任が決まっていない場合には、「後任未定」と記入してください。
 - ・辞任者は「備考」に退職年月、氏名、理由を記入してください。
 - ・年齢は、「認可時の計画」には開設時現在の満年齢(科目就任時の満年齢ではありません)を、「変更状況」には平成23年5月1日現在の満年齢を記入してください。
 - ・教員を学年進行中に変更した又は変更する予定の場合(「新規採用」、「担当授業科目の変更」又は「昇格」をいう。)は、変更後の状況を記入するとともに、その理由、後任者が決まっていない場合は、「変更状況」の「氏名」に「後任未定」と記入し、及び今後の採用計画を「備考」に記入してください。
 - ・また、「専任教員採用等変更書(AC)」を提出し「可」の教員判定を受けている場合は「〇年〇月教員審査済」、変更書を提出し、教員判定の結果が出ていない場合は「〇年〇月変更書提出済」、変更書を提出予定の場合は「〇年〇月変更書提出予定」と記入してください。
- なお、設置認可審査時に教員審査省略となっている場合は、「備考」に「(教員審査省略)」及びその変更の理由、変更年度()書き等のみを記入してください。
- ・専任教員を変更する場合は、当該専門教員が授業を開始する前に必ず「専任教員採用等設置計画変更書」を提出し、大学設置・学校法人審議会による教員資格審査(AC教員審査)を受けてください。AC教員審査を受けずに専任教員として授業等を担当することは出来ません。

(2) 専任教員数

認可時の計画				変更状況				備考
研究指導教員	研究指導補助教員	計	助手	研究指導教員	研究指導補助教員	計	助手	
7	0	7	0	6	0	6	0	
(7)	(0)	(7)	(0)	[Δ1]	[0]	[Δ1]	[0]	

- (注) ・「認可時の計画」には、設置認可時に予定されていた完成時の人数を記入するとともに、()内に開設時の状況を記入し、「変更状況」には、平成24年5月1日現在(就任予定の者を含む)の状況を記入するとともに、[]内に設置認可時の計画との増減数を記入してください。(記入例：1名減の場合：Δ1)

(3) 専任教員辞任等の理由

該当する記載事項はありません。

番 号	職 位	専任教員氏名	辞任（就任辞退を含む）等の理由
1			
2			
3			

(注) ・設置認可時の計画からの専任教員の辞任等の理由について、可能な限り具体的に記入してください。

(4) 専任教員交代に係る「大学の所見」及び「学生への周知方法」

--

(注) ・上記(3)の教員の辞任等による学生の履修等への影響に関する「大学の所見」及び「学生への周知方法」を記入してください。

6 留意事項に対する履行状況等

区 分	留 意 事 項	履 行 状 況	未履行事項について の実施計画
<p>認可時 (20年11月)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設置の趣旨・目的が活かされるよう、設置計画を確実に履行すること。また、学術の理論及び応用を教授研究するという大学院の目的に照らし、開設時から充実した教育研究活動を行うことはもとより、その水準を一層向上させるよう努めること。 ・海外調査やインターンシップの受け入れ団体はアジア太平洋地域を想定しているが、将来的に学生のニーズが多様化することも念頭に置き、海外調査やインターンシップの派遣先地域の拡大及びその実施費用の支援を図るよう努めること。また、海外調査やインターンシップ中の学生の安全面の責任体制及び具体的な安全確保に努めること。 ・修士課程と博士課程を同時に開設する趣旨を踏まえ継続的な学生確保に努めること。(平和人権システム専攻(D)) ・校舎が大阪女学院短期大学と共用であるので、教育研究の支障のないようにすること 	<ul style="list-style-type: none"> ・開学後すぐに「大阪女学院大学国際共生研究所」を設置。最初の研究課題として、国際社会における共生の詳細な現状分析及びあるべき共生の姿を研究する「社会的公正に基づく共生」を設定し、研究活動を開始した。個々の教員の個別的研究に留まらず、複数の教員による共同研究により研究所のプロジェクトとしての総合的な研究を行う。(21) ・各研究員の個別専門研究を報告し議論することにより、各研究員の専門分野を相互に理解するとともに、今後の共同研究のための共通部分の認識を強化することを目的として、「国際共生研究所」の研究会を平成22年4月現在、11回にわたって開催している。(22) ・「国際共生研究所」の研究会は平成23年4月開催分まで17回を数えている。また、『国際関係入門-共生の観点から』(東信堂 全187ページ)を本大学院及び研究所に所属する教員の共著で刊行した。(23) ・特に派遣する学生の安全の確保に留意しつつ、アジア太平洋地域外での海外調査やインターンシップの実施提携先についての調査を開始した。学生の安全確保と万一の場合の病気や不慮の事故等に備えて、現在の学内の緊急時の体制をさらに整備するとともに加盟している特定非営利活動法人「海外留学生安全対策協議会(JCSOS)」を通じ、同協議会が展開するよりきめの細かな支援体制を活用し、対処する予定である。(21) ・海外調査先は在学する院生の研究課題に沿って本大学院教員がサポートし、個別に交渉、確保している。また、いずれも派遣費用の半額かつ20万円を上限に奨学金として支給しており、その結果、院生の負担は全て20万円以内に収まっている。(22) ・海外でのプログラムの緊急時体制を検証、強化するためにJCSOSの協力により専門家を迎えて学長以下関係者多数が出席し、インドでの事故を想定した体験的対応シミュレーションを平成22年7月に実施した。また、H23年度に転入学の後期課程生の海外調査先は、同学生の研究テーマの関係でWHO世界保健機関のジュネーブ本部を予定している。(23) ・留学生の就学を在学期間中継続して支援する独自の奨学金制度を整備、現在、平成21年10月入学生の募集を積極的に展開している。(21) ・英語によるHPを整備し、留学生への支給奨学金制度等の積極的なPRを実施した。前期課程ではあるが次年度志願者(留学生)を得る見通しである。(22) ・本学院短大や学部卒業後も引き続いて研鑽に努めている卒業生や人権、平和意識に共通点の多い本学院高校卒業生を意識し、同窓会報等を用いた周知に努めてきた結果、社会経験が豊かな本学院高校卒業生からの入学希望が寄せられるなど、成果が少しずつであるが始めている。また、学部の全面的なカリキュラム改訂を行い、本大学院への接続を明確にした国際関係法を学ぶ専攻をH24年度より設け、対応する。(23) ・院生の共同研究室を比較的、短期大学や学部学生が立ち入らない、研究に集中できる領域に確保して配慮している。(21) ・夜間の研究環境をより充実させるために大学図書館の院生のPCやプリンタ利用についての環境整備を行った。(22) ・院生に貸与しているノートPCの利用環境を充実させるため、大学図書館全館で利用可能にする無線LAN環境の整備を行う。(23) 	
<p>設置計画履行状況 調査時 (22年10月)</p>			

区 分	留 意 事 項	履 行 状 況	未履行事項について の実施計画
設置計画履行状況 調 査 時 (23年8月)	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪女学院短期大学英語科の定員充足率が0.7倍未満となっていることから、学生確保に努めるとともに、入学定員の見直しについて検討すること ・21世紀国際共生研究科平和・人権システム専攻(D)に関して、学術の理論および応用を教授研究するという大学院の目的に照らし、学生確保の方策について根本的に改めるとともに、入学定員の見直しについて再検討すること 	<p> 本学短期大学の学生が望む二つの進路、就職と大学編入学のキャリアパスを明確にする短期大学のカリキュラムを改訂した。併せて、入学定員を平成24年4月1日より150人から100人に変更する学則変更届を提出、実施することにより、入学者数と入学定員との乖離を解消し、適正規模での教育の充実を図る。よりきめ細やかな学習支援を実現することの他、就職と四年制大学編入学への進路指導をより細やかに行い、学生一人一人の進路希望を実現する取り組みを進めることにより、学生確保に努める。(24) </p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 研究科の教育課程により直結する教育課程を本学国際・英語学部国際・英語学科に平成24年度より設置、成績優秀な学生には、学部4年次から大学院の科目を履修し、4年間の学費相当額で通常6年かかる学部と本研究科平和・人権システム専攻(M)を合わせて5年間で終わらせる、いわゆるスキップ制度を整える。学部から大学院へ進学する学生数を増やすことにより、より高度な研究等をめざして本研究科平和・人権システム専攻(D)に進学する母数を大きくする取り組みを始めた。(24) 2. 本学の領域に近い研究領域を設置しているアジア各国の複数の大学によって、結成の準備が進められている仮称「市民社会教育ネットワーク」への参画を検討、学生交流を含む積極的な学術交流を進めることにより、本研究科の教育及び研究環境の魅力の向上に努め、学生確保に繋ぐ。なお、それらの大学院の教育課程が本学と同様に英語を使用言語としているため、単位互換、受け入れ、送り出しとも支障なく進めることができると考えている。(24) 3. 大学院21世紀国際共生研究科平和・人権システム専攻(D)の学生に対する支援奨学金制度を創設し、コースワークを終え、博士論文執筆に専念する3年次の授業料については、1,2年次の年額75万円に対し、実質25万円程度に設定、学生の経済的負担を軽減することにより、本研究科の教育及び研究環境の魅力の向上に努め、学生確保に繋ぐ。(24) 	

- (注) 1 「認可時」欄には、当該大学等の設置認可時に付された留意事項(学校法人の寄附行為又は寄附行為変更の認可の申請に係る留意事項を除く。)と、それに対する履行状況等について、毎年度、具体的に記入し、報告年度(丸数字)を付記してください。
- 2 「設置計画履行状況調査時」欄には、当該設置計画履行状況調査の結果、付された留意事項に対する履行状況等について、毎年度、具体的に記入するとともに、その履行状況等を裏付ける資料を添付してください。
- 3 入学定員超過に係る留意事項への履行状況については、指摘を受けた学科等についてのみ記入してください。
- 4 該当がない場合には、「該当なし」と記入してください。

7 全般的事項

1. 届出書の「大学等の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類」の項目に沿って、届出時の計画及びその履行状況等を各項目ごとにA4判1～2枚程度で以下の様式により作成してください。

2. 「届出時の計画」欄は、以下の記載の項目(様式の網掛け部分)に関する内容を箇条書き等により簡潔に届出書から転載してください。

3. 「履行状況」欄については、項目に対する履行状況等を記載するとともに、必要に応じ、履行状況を示すデータ(データ等については、各大学で作成している独自のデータ等を利用することも可能です)を各項目ごとに添付又は転載してください。

また、記載に当たっては、単に「計画通りに履行している。」等の記載は避け、具体的に記載してください。

4. 届出時の計画から変更が生じている場合は、「履行状況」欄に、その変更箇所を見え消して記載し、理由も付記してください。

5. 添付資料の該当部分を各項目の履行状況を示すデータとして引用する場合は、資料番号及び参照ページを付記することで、各項目ごとに資料を重複して添付又は転載する必要はありません。

<21世紀国際共生研究科博士後期課程(D)>

(1)設置計画事項等

①設置の趣旨及び必要性

認 可 時 の 計 画	履 行 状 況
<p>理念</p> <p>すべてに於いて私たちが目指すことは、なんらかの方法で働く義務を悟り、正直に仕事をするを誇りとし、日常生活の雑事を越えて、物事を見抜く力のある人間を形成することです。</p> <p>大阪女学院の前身・ウキルミナ女学校校長に就任したアグネス・モルガンがこの学校の教育目的を、就任当時の1893(明治26)年、上記のように書き記しているのが1969(昭和44)年、学外の関係者からの資料提供によって明らかになった。さらに、その後1980(昭和55)年には創立当時の宣教師らの膨大な書簡がアメリカ・ミッションボードにおいて見出され、学院の建学の理念がよみがえる。</p>	<p>教育上の理念、目的及び養成する人材像を以下の資料等により明示し、理解を図っている。</p> <p>1)学則</p> <p>第2条に本学の「目的」を次のように定め、これを広くお知らせするために本学大学院学則をHPに掲載している。</p> <p>(http://www.wilmina.ac.jp/ojc/profile/disclosure)</p> <p>第2条 本大学院は、学校法人大阪女学院の建学の精神に基づき、高度な専門的学術の理論及び応用を教授研究し、その研究及び応用に関する深奥を究めて、「21世紀国際共生研究科」においては、21世紀人類社会の共生と平和に寄与すること及び様々な現実的状況に対する高度の専門性と対応能力が求められる役割を担う卓越した能力を培うことを目的とする。</p>

②教育課程の編成の考え方及び特色

認可時の計画	履行状況
<p>(a)教育課程編成の考え方 教育上の理念・目的に則して以下の教育課程を体系的に編成する。 ○平和の実現と人権尊重の実質化を機軸とした新たな国際関係及び社会関係の構築に資する専攻分野について、自立して研究活動を行うことのできる能力と専門的な業務に従事するに必要な高度の研究的な実務能力の養成を期して教育課程を編成している。 「平和研究」と「人権研究」の2領域に大別され、進路及び研究課題に応じて体系的に学ぶことが可能である。 なお、開設科目は「研究指導D1」「研究指導D2」のみ4単位その他はすべて2単位である。 修了には区分に従い計20単位以上を取得し、博士論文の審査及び最終試験に合格することが必要である。</p> <p>1. 領域別特殊研究科目群 計18単位以上 必修8単位、選択必修科目として、10単位以上 <u>平和領域</u> [必修] 研究指導D I 研究指導D II [選択必修] 国際連合システム論研究 軍縮国際法研究 平和・安全保障研究 紛争転換研究 国際関係論研究 国際組織法研究 開発教育論研究 教育協力政策研究 参加型国際学習方法論研究 <u>人権領域</u> [必修] 研究指導D I 研究指導D II [選択必修] 国際市民社会論研究 国際環境法研究 多文化共生社会論研究 地域人権システム論研究 国際人権論研究 国際人権法研究 アジアの労働と人権研究 人権調査論研究 言語政策論研究 非営利活動文化論研究</p> <p>2. 領域別特殊実践演習科目群 2単位以上 次の2科目のうち、いずれかを選択する。 海外調査研究(フィールドワーク) インターンシップ特別演習 計20単位</p>	<p>教育課程に変更なし</p> <p>当初の計画に変更はない。平和の実現と人権尊重の実質化を機軸とした新たな国際関係及び社会関係の構築に資する専攻分野について、自立して研究活動を行うことのできる能力と専門的な業務に従事するに必要な高度の研究的な実務能力の養成を期して教育課程を編成している。</p> <p>修了要件に変更なし</p> <p>1. 領域別特殊研究科目群 修了要件、単位数、授業科目とも変更なし 平和領域の科目編成、必修、選択必修の内訳に変更はない</p> <p>人権領域の科目編成、必修、選択必修の内訳に変更はない</p> <p>領域別特殊実践演習科目群の科目編成、必修、選択必修の内訳に変更はない</p>

<p>(b)教育課程編成の特色</p> <p>1) 研究能力及び高度な専門的実務担当能力を涵養するためには、広い視野での状況へのアクティブ・リサーチの経験や、自立的な調査能力、研究技法を獲得する必要がある。そのために当該研究生の研究目的等によって、事前・事後の研究を含む2ヵ月間程度の海外におけるフィールドワークあるいはインターンシップ(2ヵ月～4ヵ月)を前期課程、後期課程それぞれに課すこととする。フィールドワークについて、前期課程は主としてアクティブ・リサーチ、後期課程は研究技法等を主な目的とする。</p> <p>2) 研究成果の発信、交換等の国際通用性に関わる高い言語能力の涵養と、留学生の効果的受入れを期して、全科目、全授業の使用言語を英語とする。</p>	<p>1) 開設初年度平成21年度、2年目平成22年度、平成24年度の入学生はなく、平成23年度に2年次に転入学1名を迎えたのみである。</p> <p>海外におけるフィールドワークあるいはインターンシップを行う</p> <p>2. 領域別特殊実践演習科目は、いずれかも1年次後期の履修としているが、転入学生については3年次ご前期にいずれかを履修することとしている。</p> <p>2) 研究成果の発信、交換等の国際通用性に関わる高い言語能力の涵養と、留学生の効果的受入れを期して、計画通り実施している。</p> <p>ただ、留学生はまだ迎え入れることができていない。</p>
---	---

③履修指導の方法(入学から卒業までどのように教育するのか)

認可時の計画	履行状況
<p>(a)標準終了年限 前期課程(D) 3年</p> <p>(b)卒業要件(修了要件) 「研究指導計 8 単位」を必修とし、領域別特殊研究科目群の科目から 10 単位および領域別特殊実践演習科目群から 2 単位を取得する。 修了要件に関わるコースワークの取得総単位数は、後期課程 20 単位以上とする。 コースワークに係る所定の単位数を取得し、必要な論文指導を受けた上で、本大学院が行う博士論文の審査及び最終試験(口述試験)に合格することが修了要件となる。</p> <p>(c)進級要件、履修科目の登録の上限 設置認可申請書に特段の記載なし</p> <p>(d)成績評価法、基準 設置認可申請書には記載がないが、大学院学則第 16 条により定めている</p>	<p>本学大学院学則第 20 条に博士後期課程の修了要件に係る在学期間(3年間)を定めている。</p> <p>大学院学則第 20 条に博士後期課程の修了要件に係る在学期間と併せ、修了要件単位を含む修了要件について定めている。 (博士後期課程の修了要件) 第 20 条 博士後期課程の修了要件は、大学院に 3 年以上在学し、本大学院が指定する科目区分にしたがって 20 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、大学院に 2 年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>認可時の計画では、履修科目登録単位数の上限を特に定めてはいないが、履修に関するオリエンテーション時に英語を使用言語としていることもあり、たとえば、授業の準備のために読むテキストや参考文献等の英文の難易度も高く、その上、求められる量も多いことを大学院担当副学長及び研究指導教員から説明して適正な履修登録単位数となるよう指導を行なった。</p> <p>申請内容に変更はない。 大学院学則第 16 条に成績評価について定めている。 (成績評価) 第 16 条 授業科目の成績評価は、上位より A (100~90 点)、B (89~80 点) C (79~70 点)、D (69~60 点)、F (59 点以下) の 5 段階をもって表示し、F を不合格、その他を合格とする。なお、単位認定科目は P と表示する。 2 前項の成績評価による学業結果のうち、修了に必要な単位として算入することができる授業科目 (P の成績評価を受けた授業科目を除く。以下この条において同じ。) の学業成績を総合的に判断する指標として、評定平均値 (Grade Point Average 以下「GPA」という。) を用いる。 3 GPA は、修了に必要な単位として算入することができる授業科目の成績評価のうち、A の成績評価に 4.0、B に 3.0、C に 2.0、D に 1.0 をそれぞれ評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、修了に必要な単位として算入することのできる授業科目の総修得単位数で除して算出する。 4 学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験の判定は、合格、不合格の 2 種類とする。</p>

認可時の計画	履行状況						
<p>(e) 既修得単位の認定方法等</p>	<p>入学前の既修得単位等の認定については、大学院学則第18条に定めている。</p> <p>(入学前の既修得単位等の認定)</p> <p>第18条 各研究科において教育上有益であると認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2 前項により修得したものとみなす単位数は、転入学及び再入学の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えない範囲で、研究科規則の定めるところにより、第19条又は第20条に規定する単位として算入することができる。</p> <p>上記の学則にしたがって、平成23年度、2年次転入学生の既修得単位の認定を大学院担当副学長と教務委員会により、行った。</p>						
<p>その他-研究指導について</p>							
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="217 1243 419 1279">後期課程(D)</th> <th data-bbox="419 1243 786 1279">研究指導、学位論文に係る指導</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="217 1279 419 1552"> <p>入学許可後 ①ガイダンス</p> </td> <td data-bbox="419 1279 786 1552"> <p>1.博士論文は原則として日本学術会議に登録されている学会誌に於いて公表されたものを、その内容の構成要素とすることについてのガイダンス</p> <p>2.英文での論文作成力に係る相談・指導</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="217 1552 419 1944"> <p>【1年次春学期(前期)】 ②研究方法等の指導と論文審査方法の説明</p> </td> <td data-bbox="419 1552 786 1944"> <p>当該の研究に関わる領域における研究方法、先行研究の整理、仮説の設定、文献検索、文献読解力の習得、研究者倫理について、研究指導教員による指導、併せて博士論文の審査方法、審査基準の説明を行う</p> </td> </tr> </tbody> </table>	後期課程(D)	研究指導、学位論文に係る指導	<p>入学許可後 ①ガイダンス</p>	<p>1.博士論文は原則として日本学術会議に登録されている学会誌に於いて公表されたものを、その内容の構成要素とすることについてのガイダンス</p> <p>2.英文での論文作成力に係る相談・指導</p>	<p>【1年次春学期(前期)】 ②研究方法等の指導と論文審査方法の説明</p>	<p>当該の研究に関わる領域における研究方法、先行研究の整理、仮説の設定、文献検索、文献読解力の習得、研究者倫理について、研究指導教員による指導、併せて博士論文の審査方法、審査基準の説明を行う</p>	<p>平成23年度、2年次転入学生への論文の作成に係る研究指導については、①②③を集約して説明することにより進んでいる。</p>
後期課程(D)	研究指導、学位論文に係る指導						
<p>入学許可後 ①ガイダンス</p>	<p>1.博士論文は原則として日本学術会議に登録されている学会誌に於いて公表されたものを、その内容の構成要素とすることについてのガイダンス</p> <p>2.英文での論文作成力に係る相談・指導</p>						
<p>【1年次春学期(前期)】 ②研究方法等の指導と論文審査方法の説明</p>	<p>当該の研究に関わる領域における研究方法、先行研究の整理、仮説の設定、文献検索、文献読解力の習得、研究者倫理について、研究指導教員による指導、併せて博士論文の審査方法、審査基準の説明を行う</p>						

認可時の計画		履行状況
後期課程(D)	研究指導、学位論文に係る指導	
1年次10月 ③	1.博士論文研究計画書の作成・提出 2.研究中間報告審査会を実施する。学生は研究計画書に従い、研究内容の中間報告を行い、審査を受ける	
1年次1月	1.研究発表会に於いて学生による研究の計画及び進捗状況についての中間報告実施 2.指導担当教員による学生の研究進捗状況の把握と助言	
2年次10月 研究中間報告 審査会	1.博士論文研究計画書の作成・再度提出 2.研究中間報告審査会に於いて研究内容の中間報告を行う 3.審査結果により、研究計画の変更を必要とする場合には、学生は博士課程研究計画変更届の提出と変更後の博士論文研究計画書の作成・提出する	
3年次	研究指導教員の指導をもとに研究成果を論文にまとめる	
3年次10月	1.博士論文及び論文要旨を研究科教授会に提出 2.主査1名及び副査2名による論文審査 3.最終試験(口述試験)を論文審査担当の主査及び副査によって実施 4.研究科教授会による合否判定	

④各施設、学生の自習室等の考え方

認可時の計画	履行状況
<p>(a) 講義・演習室</p> <p>(b) 自習室 研究科の院生の修学と研究活動を支援するために、院生用研究室も整備する。24人が同時に利用可能な74㎡の院生共同研究室と8人が同時に利用可能な30㎡の院生共同研究室の2室と一定期間予約して専用利用ができる各々概ね9㎡の共用研究スペースを2室整備する。</p> <p>(c) 図書(データベース等を含む) 図書、学術雑誌については、開設する授業科目をすべて英語で行うこともあり、関連領域の英書を中心に本学の図書館に整備する。学術雑誌も海外のものを中心に整備を行う。また、オンラインデータベースは、国内の学会等の学術雑誌や大学紀要に掲載された論文のデータベースである「CiNii:NIJ 論文情報ナビゲータ」はもとより、幅広い分野の論文記事をカバーする外国雑誌のデータベースである「EBSCO host (EBSCO社が提供するオンラインデータベース、数多くの雑誌論文・記事の全文や抄録の検索可能)」に加え、「Opposing Viewpoints Resource Center」など関連専門領域に特化したデータベース、また、や「Info Trac Costums(英語の雑誌250誌の記事本文も収録されたデータベース)」の整備を予定している。</p> <p>(d) 情報設備 院生全員に一人1台の専用ノートPCを貸与する。このノートPCを、研究活動の基本ツールとして活用できるように、上記、院生用研究室等の関連施設においてネット接続が可能となるように、無線LANを敷設する。</p>	<p>計画通り、院生の共同研究室の近くに主に研究科用に演習室を3室整備し、大学国際・英語学部と講義室、演習室を共用している。なお、学部との共用教室は修学・研究環境の改善に資する新図書館の建築計画に伴い、計画敷地内の西棟の教室5室を撤去し、西館に2教室を整備して講義室は17室から平成23年度は14室となり、演習室は1室増室したため4室から5室となった。</p> <p>計画通り、院生共同研究室2室と共用研究スペースを2室整備した。</p> <p>開学初年度の平成21(2009)年度に図書は747冊の洋書を含む2127冊の整備を行なったが、古い蔵書の廃棄を行なったため、蔵書数に受入冊数そのままの数は反映していない。開学2年目は932冊の整備を行なったが、同様に古い蔵書の廃棄を行なったため、図書館全体では、757冊の増数となった。学術雑誌受け入れは299種であった。オンラインデータベースは、 予定の 「CiNii:NIJ 論文情報ナビゲータ」 「EBSCO host」 「Gale:Opposing Viewpoints Resource Center」 「Info Trac Costums」 に加えて 「ジヤパンナレッジ」「Dialog」「Gサーチ」「国際問題」 「閑蔵Ⅱビジュアル」を整備している。</p> <p>①院生へ専用PC貸与と無線LANの整備等 計画通り、院生一人ひとりに各学生専用の貸し出し用ノートPCを貸与し、院生用研究室等の関連施設においてネット接続が可能となるように、無線LANを敷設した。加えて、大学本館の自習室付近にも無線LANを敷設。 さらに、院生の共同研究室にプリント印刷の便宜を図るため、共有のデスクトップパソコン1台とプリンター1台を整備した。 また、平成23(2011)年度に院生の夜間等の図書館での研究を支援するために図書館にも無線LANを敷設し、併せて、大学全館に無線LANを敷設した。</p>

認 可 時 の 計 画	履 行 状 況
<p>併せて、学内外からアクセス可能な学習・研究支援のためのコンピュータシステム「LMS(Learning Management System)」上に各院生の専用領域を設け、特に修士・博士論文の制作という各院生が追究する継続的研究活動を、それぞれ個別にトレースすることのできる指導体制と必要な研究支援を実施する。従来の定期的集合指導と並行して、各自の研究の独創性および多様性に最大限対応できうる個別指導体制を実現し、キャンパス・自宅等はもとより、世界各地の研究施設等からも24時間利用可能なITを活用した研究環境を整備する。また、本設備に接続することで、学術研究データの流通にとどまらず、院生および指導教員相互の音声・映像を介したコミュニケーションが可能とする。</p> <p>教員・院生の研究活動の成果は、すべてデジタルアーカイブとして社会的公開を前提にした蓄積・組織化を行い、機関リポジトリシステムへの登録を義務づける。</p>	<p>②コンピュータシステム「LMS(Learning Management System)」上の整備</p> <p>計画通り「LMS(Learning Management System)」上に各院生の専用領域を設けている。</p> <p>院生が追究する継続的研究活動を、それぞれ個別にトレースすることのできる指導体制についても予定通りに整備を終えている。</p> <p>教員・院生の研究活動の成果を、すべてデジタルアーカイブとして社会的公開を前提にした蓄積・組織化を行い、機関リポジトリシステムへの登録を行なう準備を終え、現在、教員の研究成果について登録を進めている。</p> <p>ただし、まだ博士後期課程(D)の修了生がいないため、博士後期課程学生の研究活動の成果の登録は行っていない。</p>

⑤入学者選抜の概要

認可時の計画	履行状況																																				
<p>(a)入学者選抜の概要</p> <p>入学資格</p> <p>TOEIC700 点または TOEFL(iBT)75 点以上を取得した者、またはそれに相当する程度の英語運用力を有する者で次の各号に一に該当する者。ただし、女性に限る。</p> <p>a. 修士の学位又は専門職学位を有する者</p> <p>b. 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者</p> <p>c. 本大学院前期課程に1年以上在学し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものとして本大学から推薦された者</p> <p>d. 国内外の国際関係あるいは人権に関わる団体・法人に於いて2年以上の実務経験を有する者で、本大学院において修士の学位と有する者と同等以上の学力があると認められた者</p> <p>e. 文部科学大臣の指定した者</p> <p>選抜方法</p> <p>a. 「研究計画書」</p> <p>b. 大学の代表者あるいは団体の代表者の「推薦書」</p> <p>c. 実務経験者については「主たる業務履歴書」</p> <p>以上による書面審査及び面接審査による。</p> <p>(b)アドミッション・ポリシー</p> <p>世界が抱えている多くの困難な課題の解決に関わりたいという強い志を持つ学生の受け入れを基本とする。</p> <p>本学大学院研究科で、問題意識と確かな専門知識、豊かな見識を育み、さらに人々に対する深い思いやりを持って、21 世紀が抱える「平和と人権」に係る数多くの問題に実務者として、あるいは研究者として取り組みたいと希望する女性を迎え入れる。</p>	<p>①入試は、4 月入学と 10 月入学の入学時期を2回設定して学生募集を行なっている。</p> <p>②認可されている後期課程(D)入学定員 4 名に対し、各年度の志願者・合格者・入学者数は次の表 1 のとおりである。</p> <p>表 1 (人)</p> <table border="1" data-bbox="805 790 1353 1234"> <thead> <tr> <th>年度等</th> <th>志願者</th> <th>合格者</th> <th>入学者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H21 4月入学</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H21 10月入学</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H22 4月入学</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H22 10月入学</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H23 4月入学</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H23 4月転入学</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>H23 10月入学</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H24 4月入学</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記のように入学者をまだ、得ることができていない。この春に2年次への転入学者を1名迎え入れたのみである。</p> <p>上記の転入学者の選抜方法については、</p> <p>a. 「研究計画書」</p> <p>b. 「推薦書」</p> <p>の書面審査と日本語と英語による面接審査を行い、可否を決定した。</p> <p>設定したアドミッション・ポリシーに変更はない。</p>	年度等	志願者	合格者	入学者	H21 4月入学	0	0	0	H21 10月入学	0	0	0	H22 4月入学	0	0	0	H22 10月入学	0	0	0	H23 4月入学	0	0	0	H23 4月転入学	1	1	1	H23 10月入学	0	0	0	H24 4月入学	0	0	0
年度等	志願者	合格者	入学者																																		
H21 4月入学	0	0	0																																		
H21 10月入学	0	0	0																																		
H22 4月入学	0	0	0																																		
H22 10月入学	0	0	0																																		
H23 4月入学	0	0	0																																		
H23 4月転入学	1	1	1																																		
H23 10月入学	0	0	0																																		
H24 4月入学	0	0	0																																		

認可時の計画	履行状況
<p>(c)社会人受け入れのための具体的方策</p> <p>昼間開講を基本としつつ、社会人の受け入れに配慮し、大学院設置基準第 14 条の教育方法の特例措置として授業科目の一部について隔週週末開講および夏期等通常授業期間外の集中開講を採用する。</p> <p>実務経験が豊かな社会人の受け入れは望むところである。本大学院の設置の趣旨から、世界の困難な状況にある人々と問題を共有し、協働して解決に当たろうという志と意欲のある社会人を広く迎え入れたいと考えている。たとえば、青年海外協力隊やシニアボランティアの経験者等は、特に歓迎したい。ただ、英語運用力の内、ライティング力について、不足している場合も想定されるため、豊富に用意されている本学「国際・英語学部」の授業科目を必要に応じて履修する前述したような支援体制を活用する。</p>	<p>社会人の受け入れについては、下記の国際協力に係る専門雑誌等に案内掲載等を行なったが、平成 21(2009)年度、平成 22(2010)年度、平成 23(2011)年度社会人の応募はなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際協力ガイド ・NPOジャーナル ・国際開発ジャーナル ・大学院留学事典 <p>平成 24(2012)年度には、関西 NGO 協議会が発行する「関西 NGO ガイドブック 2011」に案内掲載を行い、また、同協議会が主催するシンポジウム等に積極的に参加して、参加者に働きかけるなど、より身近なところで、本学研究科の専攻領域に係る業務に関連しておられる方への周知を図った。その結果、国内外から参加している方々の本学研究科の認知が広がった手ごたえを感じたため、今後、国内外の途上国等の社会開発のために活動している NGO 等への働きかけをさらに増やすことを通して、本学大学院研究科の周知を引き続いて図る。</p> <p>また、平成 24 年の年初に博士後期課程(D)課程について平成 24(2012)年度春学期入学に係る問い合わせを受け、入学を考慮していただく段階まで進んだが、春学期の段階では、まだ、入学までは至っていない。学費を年額 75 万円、博士後期課程(D)3 年間で 225 万円と特に社会人入学者を考慮して、比較的負担が少なくなるよう設定しており、また、博士論文提出の条件ともなっている海外調査研究(フィールドワーク)や海外インターンシップ(インターンシップ特別演習)の費用の半額(上限 20 万円まで)を支給する奨学金制度があることなども周知を進める。</p> <p>さらに留学生を迎えるために下記のような留学生のための支給奨学金制度を平成 22(2010)年度に整備し、平成 23(2011)年度入学生より適用を始めている。</p>

	<p>〔留学生奨学金概要〕</p> <p>○博士課程の留学生1名につき月10万円を3年間支給</p> <p>○一時金として年額30万円を支給、月額と一時金は、併給可能</p> <p>平成23(2011)年度は、博士前期課程(M)にギリシャから優秀な女性の応募と入学(福島原発事故の影響で入学時期は後期入学となる)を得たが、博士後期課程(D)については、まだ、得ることができていないため、制度の周知にさらに力を入れる。</p>
--	--

⑥情報提供

認可時の計画	履行状況
<p>○学内(学生・教職員向け) 特段、計画に関する記載なし。</p> <p>○学外(受験生・地域社会向け) 建学の理念に本大学院と共通する部分の多いキリスト教系の大学、たとえば、本学も加盟している「キリスト教学校教育同盟」の大学の学生や卒業生、修了生の中には、本学国際・英語学部の学生と同様の意志を持つ学生が育っていると考えられるため、キリスト教系の大学院前期課程を修了した方を博士課程後期課程に迎えることも含めて、より積極的にアプローチをしたい。</p> <p>すべて英語による教育課程であることを利して、国内だけではなく、海外から、博士の学位を求めて、真摯に研究に取り組む女性を迎え入れるべく、アジアのキリスト教系の社会団体やNGO等、海外の関係諸団体への調査を実施しているところである。</p>	<p>・開設初年度に向けて、開設に係る説明会を学内向けとして複数回実施した。</p> <p>・開設後も説明会を在学学生対象に実施し、随時の問い合わせに対応している。</p> <p>・学外向けに「大学院案内小冊子」を作成し、「キリスト教学校教育同盟」の大学、大学院及び全国の大学の国際関係学部案内を送付した。</p> <p>・ホームページに大学院のページ作成し、掲載。</p> <p>・英文のHPを制作し、掲載している。</p> <p>・英文の「大学院案内小冊子」を作成し、アジアのキリスト教系の社会団体やNGO等、海外の関係諸団体に送付した。また、アジア各国の大使館、領事館にも送付、案内した。</p> <p>・香港、台北、台南のキリスト教系の社会団体を訪問した際にも本学大学院の紹介を行った。</p> <p>平成 23(2011)年秋学期に前期課程(M)にはようやく留学生を迎えることができたが、後期課程(D)には全く迎えることができていない。</p>

⑦管理運営の考え方

認可時の計画	履行状況
<p>(a)組織体制</p> <p>本研究科に係る重要な事項は、研究科教授会において審議する。</p> <p>研究科教授会は、学院長、学長、学長代行、副学長、研究科所属の専任教員及び学長が指名するその他の職員をもって構成されている。</p> <p>下記の審議事項も含め、大阪女学院大学大学院研究科(以下「本大学院」という。)の教授会の運営については「大阪女学院大学大学院研究科教授会規程」に定めるところによる。</p> <p>なお、本学事務局が、本研究科に係る教務等の事務を併せて担当するものとする。</p> <p>(b)審議事項</p> <p>審議事項はつぎのとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学科目の授業内容、授業展開、研究指導に関する事項 (2) 試験等、単位修得及び修了判定に関する事項並びに修士論文、博士論文の可否判定に関する事項 (3) 教育課程の編成に関する事項 (4) 学年暦の設定に関する事項 (5) 入学等、退学、休学、復学及び除籍に関する事項 (6) 学生支援に関する事項 (7) 教育効果の向上・充実に関する事項 (8) 学生の表彰に関する事項 (9) FD等、教員の研修・養成に関する事項 (10) 研究活動に関する事項 (11) 自己評価、相互評価、第三者評価に関する事項 (12) 専任教員の採用、昇任に関する規程に関する事項 (13) 名誉教授の称号の授与に関する事項 (14) 学則及び上記の諸事項に関わる諸規程に関する事項 	<p>本研究科に係る重要な事項の審議については、「大阪女学院大学研究科教授会規程」で定めている。</p> <p>研究科教授会の構成は、研究科教授会規程第2条に次のように定めている。</p> <p>(研究科教授会の構成)</p> <p>第2条 研究科教授会は、学校教育法第五十九条 2項に基づき院長、学長、学長代行、副学長、学長補佐、専任の教授 准教授 講師 助教 及び学長が指名するその他の職員をもって構成する。学長は、議事に必要な教員及び職員を陪席させることができる。</p> <p>本研究科教務等事務は本学事務局が併せて担当するが、研究科の規模が小規模で学生数が少ないため、人数の多い学部教務事務を優先して大学院研究科の教務事務に支障をきたらすことがないよう、また、研究科在学生からの相談に随時、丁寧に対応することを期して、大学院教務担当者を明確にして、事務局スタッフを配置している。</p> <p>審議事項は、研究科教授会規程第3条に定めている。</p> <p>第3条 研究科教授会は、第2項に定める事項について、次の各号に該当する場合に審議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 新たの方針又は規定等を設定する場合 (2) 既存の方針又は規定等について、新たな解釈を加えたり、解釈を変更する場合 <p>2 研究科教授会の本大学院に係る審議事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学科目の授業内容、授業展開、研究指導に関する事項 (2) 試験等、単位修得及び修了判定並びに修士論文、博士論文の可否判定に関する事項 (3) 教育課程の編成に関する事項 (4) 学年暦の設定に関する事項 (5) 入学等、退学、休学、復学及び除籍に関する事項 (6) 学生支援に関する事項 (7) 教育効果の向上・充実に関する事項 (8) 学生の表彰に関する事項 (9) FD等、教員の研修・養成に関する事項 (10) 研究活動に関する事項

認可時の計画	履行状況
(15) 正課外の教育活動に関する事項 (16) 生涯学習・継続教育に関する事項 (17) 入学試験及び入学許可判定に関する事項 (18) 学生募集に関する事項	(11) 自己評価, 相互評価, 第三者評価に関する事項 (12) 専任教員の採用, 昇任に関する規程に関する事項 (13) 名誉教授の称号の授与に関する事項 (14) 学則及び上記の諸事項に関わる諸規程に関する事項 (15) 正課外の教育活動に関する事項 (16) 生涯学習・継続教育に関する事項 (17) 入学試験及び入学許可判定に関する事項 (18) 学生募集に関する事項 平成 21(2009)年度及び平成 22(2010)年度並びに平成 23(2011)年度開催された研究科教授会(教授会大学院部会)は、次の通りである。 ○平成 21(2009)年 12 月 9 日 ○平成 22(2010)年 1 月 27 日 ○平成 22(2010)年 12 月 15 日 ○平成 23(2011)年 12 月 14 日 ○平成 24(2012)年 3 月 6 日

⑧その他当該年度の状況が以下の事項に該当する場合は、それぞれの事項ごとの観点に照らして対応状況を説明してください。）

認可時の計画	履行状況
<p>(a) 当該年度の受入学生数が入学定員を著しく下回っている(0.5倍未満)もの</p> <p>【観点】</p>	
<p>・受入学生数が入学定員を著しく下回っている点を踏まえ、今後の学生募集方法等の改善方策について説明すること(今年度の入試が実施済の場合は、その状況も付記すること)。</p>	<p>開設以来、博士後期課程(D)への入学者をまだ、得ることができていない。</p> <p>平成 23(2011)年秋学期に2年次への転入学者を1名迎え入れたのみである。</p> <p>平成 24(2012)年春学期の博士後期課程(D)への入学は、出願に係る問い合わせは受けたものの、出願には至らず、入学者を受け入れることができなかった。</p> <p>① 国内の学生および社会人への働きかけ</p> <p>平成 24(2012)年度に関西 NGO 協議会が発行する「関西 NGO ガイドブック 2011」の表 4 裏表紙全面に本学大学院研究科の案内掲載を行い、また、同協議会が主催するシンポジウム等に積極的に参加して、参加者に働きかけるなど、より身近なところで、本学研究科の専攻領域に係る業務に関連しておられる方への周知を図った。その結果、国内外から参加している方々の本学研究科の認知が広がった手ごたえを感じたため、今後、国内外の途上国等の社会開発のために活動している NGO 等への働きかけをさらに増やすことを通して、本学大学院研究科の周知を引き続いて図る。</p> <p>学費を年額 75 万円、博士課程後期課程(D)3 年間で 225 万円と特に社会人入学者を考慮して、比較的負担が少なくなるよう設定しており、また、博士論文提出の条件ともなっている海外調査研究(フィールドワーク)や海外インターンシップの費用の半額(上限 20 万円まで)を支給する奨学金制度があることなども周知を進める。</p>

認可時の計画	履行状況
	<p>②ホームページの刷新、留学生奨学金周知</p> <p>前期課程だが、今年度、ギリシャから迎える留学生は、留学生用向けの英語版HPで研究科の概要と英語版HPで留学生奨学金制度を見て、入学に繋がったものであるため、日本語版と併せて掲載内容を充実させる。</p> <p>下記の留学生奨学金支給規程の周知を図る。</p>
	<p>③大学院留学生(支給)奨学金の創設</p> <p>本学大学院の学費は、国内の私立大学院としては比較的安価だが、留学生には、円高ということもあり、就学のための経済的な支援が必要であると考え、開学後留学生のための支給奨学金制度を創設した。</p> <p>[本学大学院留学生奨学金支給規程の概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給人数は、一学年につき、博士課程については2名以下とする。 ・奨学金には次の2種類を設ける。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 月単位で支給する奨学金 (2) 一時金として支給する奨学金 <p>上記の奨学金を併給可能</p> <p>[支給額と期間]</p> <p>月額支給 後期課程月額 10万円 3年間</p> <p>一時金支給 年 30万円 (授業料減免として)</p> <p>○大阪女学院大学大学院留学生奨学金支給規程より抜粋 (奨学金の種類)</p> <p>第4条 奨学金には次の2種類を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 月単位で支給する奨学金 (2) 一時金として支給する奨学金 <p>2 本条の各号の奨学金を併給することができる。</p> <p>(支給額)</p> <p>第8条 支給額は、次の額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 月単位で支給する奨学金の場合は、修士課程の留学生1名につき月8万円を2年間支給する。博士課程の留学生1名につき月10万円を3年間支給する。 2 一時金として支給する奨学金の場合は、年30万円とする。

認可時の計画	履行状況
	<p>③大学院留学生(支給)奨学金の創設</p> <p>本学大学院の学費は、国内の私立大学院としては比較的安価だが、留学生には、円高ということもあり、就学のための経済的な支援が必要であると考え、開学後留学生のための支給奨学金制度を創設した。</p> <p>〔本学大学院留学生奨学金支給規程の概要〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給人数は、一学年につき、博士課程については2名以下とする。 ・奨学金には次の2種類を設ける。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 月単位で支給する奨学金 (2) 一時金として支給する奨学金 <p>上記の奨学金を併給可能。</p> <p>・支給額と期間</p> <p>月額支給 後期課程月額10万円 3年間 一時金支給 年30万円(授業料減免として)</p> <p>大阪女学院大学大学院留学生奨学金支給規程より抜粋</p> <p>(奨学金の種類)</p> <p>第4条 奨学金には次の2種類を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 月単位で支給する奨学金 (2) 一時金として支給する奨学金 <p>2 本条の各号の奨学金を併給することができる。</p> <p>(支給額)</p> <p>第8条 支給額は、次の額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 月単位で支給する奨学金の場合は、修士課程の留学生1名につき月8万円を2年間支給する。博士課程の留学生1名につき月10万円を3年間支給する。 2 一時金として支給する奨学金の場合は、年30万円とする。

(2) 教員の資質の維持向上の方策（FD活動含む）

① 実施体制

a 委員会の設置状況

学内に「FD委員会」を設置している。ただし、平成23(2011)年度は大学学部の教育改革を中心に大学から大学院までの教育課程、およびインディペンデントスタディ等教育方法の検討について、FD委員会を拡大し、ワーキンググループを全学規模で結成。4月16日を皮切りに検討領域別の代表者等15名が集う会議を4/22、4/25、4/30、5/6、5/9、5/19、6/8、7/16、7/25、9/26、10/5、10/23、11/8、1/10の15回にわたって開催、協議結果をFDSOとしていかに周知するかということも含めて協議を行った。

b 委員会の開催状況（教員の参加状況含む）

委員長を含む専任教員5名、専任職員3名 ただし上記に記載した拡大のワーキンググループは、教員13名専任職員2名で構成し、都合15回開催。

c 委員会の審議事項等

- ・インディペンデントスタディに関する事項
- ・キャリアパスと教育課程
- ・本学の歴史、中期計画と教育課程
- ・学修サポート体制について

② 実施状況

a 実施内容

- ・学生による達成度評価（授業評価）
- ・FDフォーラム「Independent Study」
- ・FD&SD 「Independent Studyの構想」
- ・FD&SD「本学大学(大学院含む)、短期大学 中期計画」
- ・FD&SD「大阪女学院大学・短期大学の歴史」

b 実施方法

- ・学生による達成度評価（授業評価）アンケートを授業終了後に実施
- ・短大・学部と合同でFDフォーラム「Independent Study」を2011年4月1日に実施した。23名出席
- ・短大・学部と合同でFD&SD「Independent Studyの構想」を2011年4月13日に実施した。54名出席
- ・短大・学部と合同でFD&SD「中期計画」を2011年6月8日に実施した。56名出席
- ・短大・学部と合同でFD&SD「大阪女学院大学・短期大学の歴史」を2012年1月11日に実施した。54名出席

c 開催状況（教員の参加状況含む）

2011年度のFDフォーラムには大学・短大合わせて23名の教員と管理職等の一部専任職員が、FD&SDには事務職員も加わって、毎回55名前後の者が出席した。

d 実施結果を踏まえた授業改善への取組状況

- ・学生による達成度評価は、授業改善に資するために担当者に報告した。また大学院教授会でも報告。
- ・FDフォーラム等で、取り上げたテーマ「Independent Study」は、新しい授業方法の展開として授業内容の改善に資する取り組みとしてとらえている。

(注) ・「①a 委員会の設置状況」には、関係規程等を転載又は添付すること。

「②実施状況」には、実施されている取組を全て記載すること。（記入例参照）

(3) 自己点検・評価等に関する事項

① 設置の趣旨・目的の達成状況に関する総括評価・所見

平成21年度及び平成22年度に博士後期課程(D)の在学者はなく、学生の確保が喫緊の課題である。平成23年度に1名の転入学生を得て、博士後期課程(D)第二学年に在籍しているが、入学生を得るためにさらに広報に力を入れなければならない。全課程を英語を使用言語としていることもあり、留学生を迎えるべく、支給奨学金等を整備し、受け入れ態勢を整えたが、留学生は平成23年度に博士前期課程(M)に1名を得たのみであり、博士後期課程(D)にはまだなく、大学院に直結する学部の教育課程の改訂を含めた抜本的な施策を実施して入学者を得ることができる構造的な改革を行うとともに広報活動をさらに進めてゆく。

② 自己点検・評価報告書

「機関別認証評価自己評価書」を平成22年6月に公表し、平成22年度の独立行政法人大学評価・学位授与機構が行う大学機関別認証評価を受け、平成23年3月25日、「大阪女学院大学は、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。」との評価を得た。「大学機関別評価 評価報告書」は、「機関別認証評価自己評価書」とともに本学HPに公表している。

また、平成22年度事業報告書は理事会に報告の上、平成23年7月に本学HPで公表した。同様に平成23年度事業報告書は理事会に報告の上、平成24年7月に本学HPで公表を予定している。

a 公表(予定)時期

- ・「大学機関別評価 評価報告書」平成23年3月25日公表
- ・「平成22年度事業報告書」平成23年7月公表済
- ・「平成23年度事業報告書」平成23年7月公表予定

b 公表方法

- ・本学ホームページ上に公開

③ 認証評価を受ける計画

- ・平成22年度の独立行政法人大学評価・学位授与機構が行う大学機関別認証評価を受けた。

(注) ・ 設置認可時の計画の変更(又は未実施)の有無に関わらず記入してください。

また、「① 設置の趣旨・目的の達成状況に関する総括評価・所見」については、できるだけ具体的な根拠を含めて記入してください。

なお、「② 自己点検・評価報告書」については、当該調査対象の組織に関する評価内容を含む報告書について記入してください。

(4) 情報提供に関する事項

○ 設置計画履行状況報告書

- a ホームページに公表の有無 (有 ・ 無)
- b 公表時期 (未公表の場合は予定時期) (平成24年 5月 25日)
- c 文部科学省ホームページから、貴学ホームページの「設置計画履行状況報告書」掲載ページへのリンク (承諾する ・ 承諾しない)
- d 上記で「承諾する」を選んだ場合、そのリンク先のアドレス
(<http://www.wilmina.ac.jp/ojc/profile/disclosure>)

(注) ・ 「c」において「承諾する」場合、文部科学省のホームページにてリンク先を掲載しますので、大学等のトップページではなく直接リンクする先を「d」に記入してください。
なお、「d」のリンク先のアドレスが未定の場合は、決まり次第、文部科学省高等教育局大学設置室あてに、メールにてご報告ください。

※大学設置室メールアドレス : d-secchi@mext.go.jp

件名は「【調査係あて】AC報告書等HPリンク先(〇〇大学)」としてください。

大阪女学院大学ティーチング・スタッフの 自己開発に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪女学院大学（同短期大学を含む。以下「本学」という。）の理念に基づく教育の質の向上を図るために、ティーチング・スタッフの自己開発（ファカルティ・ディベロップメント、以下、「FD」という。）について定める。

(目的)

第2条 FDは、次の各号を目的とする。

- (1) 本学の教育目的の意識化及び教育目標の達成
- (2) 個々の学科群及び学科目の学習事項と到達目標の意識化
- (3) 教授方法、評価方法の開発と質的向上
- (4) 学習支援プログラムの開発と質的向上
- (5) 学習環境の整備と利用方法の開発
- (6) その他

(活動)

第3条 前条に定める目的を達成するために、次の活動等を展開する。

- (1) 教科担当者オリエンテーション・ワークショップ
- (2) 研究会
- (3) 授業相互評価
- (4) その他必要な活動

2 必要に応じて、マネジメント・スタッフの参加を得てこれらの活動を行う場合がある。

(主管)

第4条 FDに関する主管及び担当業務は、学長が定める。

(アドバイザーボード)

第5条 FDの企画及び実施に当っては、アドバイザーボードを置くことができる。

- 2 アドバイザーボードの構成は、学長が定める。
- 3 アドバイザーボードは、学長又は学長の指名する者が招集し、議長となる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、大学経営委員会の議を経て、理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、2004年4月1日から施行する。